



鳥取県公報

令和2年9月11日（金）
第9233号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（504・505）（企業支援課）・・・・・・・・2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（506）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（507）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・3
	指定居宅サービス事業者の指定（508）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（509）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（510）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・4
	指定障害福祉サービス事業者の指定（511）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（512）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（観光戦略課）・・・・・・・・・・・・・・・・6

告 示

鳥取県告示第504号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズ鳥取店 鳥取市古海590ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 カインズホーム鳥取店 F C ウシオ
変更後 カインズ鳥取店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市
変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市
変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫
- 4 変更年月日
令和2年7月13日
- 5 届出年月日
令和2年8月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和2年9月11日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S - m a r t 桜谷店 鳥取市正連寺109
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市

変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市

変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫

4 変更年月日

令和2年7月13日

5 届出年月日

令和2年8月24日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和2年9月11日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第506号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社さかのケアサービス	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	令和2年8月25日	令和2年9月30日	訪問介護

鳥取県告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	居宅介護、重度訪問介護	令和2年9月30日

鳥取県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター ながえ	米子市永江560	令和2年9月1日	訪問介護

鳥取県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 米子市社会福祉協議会	米子市中央デイサービスセンター	米子市錦町一丁目139-3	令和2年6月3日	令和2年7月31日	通所介護
堀江 誠	堀江歯科医院	米子市錦町一丁目12	令和2年8月31日	平成31年3月19日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
堀江 誠	堀江歯科医院	米子市錦町一丁目12	令和2年8月31日	平成31年3月19日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター ながえ	米子市永江560	居宅介護、重度訪問介護	令和2年9月1日
社会福祉法人	鳥取市伏野2259	あまつホーム	西伯郡南部町阿賀	短期入所、共生	

鳥取県厚生事業団	—43		413—7	活援助	”
----------	-----	--	-------	-----	---

鳥取県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八丁目9-23	ヘルパーステーションつばさ	米子市米原1459-4	居宅介護、行動支援	令和2年8月31日
特定非営利活動法人幸伸	米子市旗ヶ崎七丁目11-27	グロウス幸伸	米子市上福原三丁目1-17	就労継続支援B型	”

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年9月11日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和2年10月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟3階 第12会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

SANKO夢みなとタワー空調設備整備業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年6月30日（水）まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械器具類の諸機器及び建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）のいずれにも登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年9月23日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 平成22年4月1日から本件公告の前日までの間に、冷温水発生機の更新実績（工事等を含む。）を有する者であること。

(6) 一級管工事施工管理技士の資格を持つ常勤の技術者を有する者であること。

(7) この公告に示した業務を契約期間内に確実に履行できる者であること。

(8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課

電話 0857-26-7421

電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年9月11日（金）から同年10月14日（水）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kankousenryaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年9月11日（金）から同年10月14日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 事前説明会の日時及び場所

ア 事前説明会日時

令和2年9月17日（木）午前11時

イ 場所

SANKO夢みなとタワー低層棟2階 第2会議室（境港市竹内団地225-3）

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年10月23日（金）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日（木）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札とし

て無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に令和2年10月14日(水)正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 落札決定

鳥取県議会令和2年9月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは落札決定を行わないものとする。

(2) 契約における特約事項

この入札による契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鳥取県条例第6号)第3条の規定に該当する場合は、鳥取県議会の議決(以下「議会の議決」という。)を要する。この場合、まず仮契約を締結することとし、議会の議決を得たときに、当該仮契約は本契約として効力を生じるものとする。

(3) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(4) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Absorption chiller heater and others,

1 set

(2) October 14, 2020 Noon: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) October 23, 2020 1:30 PM : Time-limit for the submission of tenders

October 22, 2020, 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: Tourism Strategy Division, Tourism and Exchange Bureau, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori City, Tottori 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7421